

○富山県公共事業評価委員会規則

平成26年 3 月26日

富山県規則第11号

富山県公共事業評価委員会規則を次のように定め、公布する。

富山県公共事業評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、公共事業の評価に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

富山県公共事業再評価実施要領

1 目的

県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を目的として、事業採択後既に長期間が経過している事業等について再評価を行い、その結果に基づいて事業を継続、見直し、休止又は中止するものとする。

2 再評価の対象とする事業

再評価は、県が実施する公共事業（国土交通省、農林水産省所管の公共事業）のうち原則として次の事業（維持管理に係る事業を除く。）について行うものとする。ただし、事業の進捗状況、地元情勢、その他社会的状況の急激な変化等により、知事が再評価の必要があると判断した場合には、随時再評価を実施するものとする。

（１）事業採択後一定期間が経過している事業

一部供用が開始されている事業を含め、継続中の事業を対象とする。

「事業採択」とは、補助事業が予算化された時点とし、「一定期間」とは、５の倍数に相当する年数とする。

（２）長期の期間を要する事業

全体事業期間が 15 年を超え、ある程度の期間ごとに再評価を実施するため、全体計画を工程や区間・区域等で区切った事業であって、その区切られた一つの工事が終了し、次の新たな工事に着手する場合とする。

3 再評価等の実施方法

（１）県は、再評価の対象となる事業の一覧表及び対応方針案を作成し、委員会に提出する。

（２）委員会は、前号に規定する一覧表の中から事業を取りまく社会状況等を勘案して、審議の対象となる事業を抽出し、当該事業の再評価結果及びそれに基づく対応方針について審議を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

（３）再評価の時期

再評価の実施時期は、２に規定する時期が到来する年度末までに実施するものとする。

(4) 再評価の視点

再評価を行う際の視点は、次のとおりとする。

①事業の進捗状況

②事業をめぐる社会経済情勢等の変化（農林水産省所管事業にあつては、受益農家、関係機関との調整状況を含む。）

③事業採択時の投資効果分析の要因の変化

④コスト縮減や代替案立案等の可能性

(5) 再評価資料の作成

再評価に当たって作成する基礎資料の評価項目等、具体的な内容については、原則として各事業を所管する省から示される再評価に関する実施細目等に準拠するものとする。

(6) 公共事業等審査会の役割

公共事業等審査会は、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の休止又は中止、その他対象事業の効率的な実施のために採るべき措置等に関し審査を行い、公共事業評価委員会へ提出する案を作成するものとする。

(平成 10 年 11 月 2 日 制定)

(平成 14 年 7 月 4 日 改正)

(平成 26 年 3 月 26 日 改正)